

令和4年第6回水巻町議会 定例会 会議録

令和4年第6回水巻町議会定例会は、令和4年12月2日10時00分、水巻町議会議事堂に招集された。

1. 出席議員は次のとおり

1番	白石雄二	8番	船津 宰
2番	廣瀬 猛	9番	高橋 恵司
3番	津田敏文	10番	入江 弘
4番	大貝信昭	11番	住吉浩徳
5番	岡田選子	12番	松野俊子
6番	中山 恵	13番	久保田賢治
7番	山口秀信	14番	水ノ江晴敏

2. 欠席議員は次のとおり

3. 議場に出席した議会事務局の職員は次のとおり

局長 ・ 山 田 美 穂

係 長 ・ 野 村 育 美

主 任 ・ 松 崎 淳

4. 地方自治法第 121 条の規定により、議場に出席したものは次のとおり

町 長	美 浦 喜 明	子育て支援課長	吉 田 功
副 町 長	荒 卷 和 徳	福 祉 課 長	洞ノ上 浩 司
教 育 長	小 宮 順 一	健 康 課 長	手 嶋 圭 吾
総 務 課 長	大 黒 秀 一	建 設 課 長	北 村 賢 也
企 画 課 長	増 田 浩 司	産 業 環 境 課 長	藤 田 恵 二
財 政 課 長	蔵 元 竜 治	下 水 道 課 長	岡 田 祐 司
住 宅 政 策 課 長	古 川 弘 之	会 計 管 理 者	服 部 達 也
税 務 課 長	植 田 英 次 郎	学 校 教 育 課 長	佐 藤 治
住 民 課 長	川 橋 京 美	生 涯 学 習 課 長	高 祖 睦
地 域 づ くり 課 長	土 岐 和 弘	図 書 館 ・ 歴 史 資 料 館 館 長	山 田 浩 幸

5. 会議付託事件は次のとおり

別紙のとおり

令和4年12月 定例会
(第6回)

本会議 会議録

令和4年12月2日

水 卷 町 議 会

令和4年第6回水巻町議会 定例会 会議録

令和4年12月2日

午前10時00分開会・開議

議長（白石雄二）

出席14名、定足数に達していますので、ただいまから令和4年第6回水巻町議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（白石雄二）

日程第1、会議録署名議員の指名について。今期定例会の会議録署名議員に5番 岡田議員、6番 中山議員を指名いたします。

日程第2 会期について

議長（白石雄二）

日程第2、会期についてお諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より12月16日まで、15日間をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

— 異議なし —

御異議なしと認めます。よって会期は、12月16日まで15日間と決しました。

日程第3 議案第26号

議長（白石雄二）

日程第3、議案第26号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町長（美浦喜明）

議案第26号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。

地方公務員法の一部改正に伴い、令和5年度から地方公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、管理監督職勤務上限年齢による降任や、定年前再任用短時間勤務の制度が設けられることなどを踏まえた措置を講ずることとされています。

本町においても、法改正を踏まえ、職員の定年延長に伴う制度を整理するため、関連する条例10本を改正するものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第4 議案第27号

議 長（白石雄二）

日程第4、議案第27号 水巻町職員の退職手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第27号 水巻町職員の退職手当に関する条例の一部改正について。

地方公務員の定年が段階的に引き上げられることに伴い、職員の退職手当に関する制度を整理するため、本条例の改正を行うものです。

また、それに加えて、本条例の対象となる常勤職員とみなされる非常勤職員について国家公務員に合わせた要件の緩和、「雇用保険法等の一部を改正する法律」の公布に伴う引用条文の改正を行うほか、早期退職希望者の募集に関する規定の整備など、所要の改正を行っています。

よろしく、御審議をお願いします。

日程第5 議案第28号

議 長（白石雄二）

日程第5、議案第28号 水巻町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第28号 水巻町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。

「個人情報の保護に関する法律」の一部改正により、法律による個人情報保護の全国的な統一ルールが地方公共団体にも適用されることに伴い、本条例を制定し、法律の施行に関し必要な事項を定めるものです。

主な内容は、個人情報の開示決定の期限や開示請求に係る手数料などについて規定するほか、附則において現行の個人情報保護条例を廃止するなど所要の整備を行うものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第6 議案第29号

議 長（白石雄二）

日程第6、議案第29号 水巻町地域公共交通会議設置条例の制定についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第29号 水巻町地域公共交通会議設置条例の制定について。

令和2年度から取り組んでまいりました「水巻町公共交通等再構築事業」について、今後、地域公共交通計画の策定に向けて関係団体等との協議を行うため、本条例を制定し、「地域公共

交通会議」を設置するものです。

よろしく、御審議をお願いします。

日程第7 議案第30号

議 長（白石雄二）

日程第7、議案第30号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第30号 水巻町国民健康保険税条例の一部改正について。

今回の改正は、将来に渡って国民健康保険の安定的な財政運営を行っていくため、財政運営責任主体である福岡県が定める国民健康保険運営方針に基づき策定した「水巻町国民健康保険事業特別会計赤字解消基本計画」の財政シミュレーションに沿って、赤字を解消するための保険税額の見直しを行うものです。

主な改正内容は、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額それぞれの所得割及び均等割を、令和5年度と令和6年度の2か年で段階的に改定するものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第8 議案第31号

議 長（白石雄二）

日程第8、議案第31号 水巻町議会議員及び水巻町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第31号 水巻町議会議員及び水巻町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について。

公職選挙法施行令の一部改正により、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動の公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、水巻町議会議員及び水巻町長の選挙における公費負担についても、同様の見直しを行うものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第9 議案第32号

議 長（白石雄二）

日程第9、議案第32号 水巻町福祉施策推進協議会設置条例の制定についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 32 号 水巻町福祉施策推進協議会設置条例の制定について。

本町における福祉に関する各種計画を一体化した「水巻町福祉総合計画」の策定及び評価、並びに総合的な福祉施策を計画的に推進するため、本条例を制定し、「水巻町福祉施策推進協議会」を設置するものです。

なお、現在の「水巻町地域ケア会議」及び「水巻町障がい者施策審議会」については、その所掌事務が本協議会に引き継がれることから、廃止します。

よろしく、御審議をお願いします。

日程第 10 議案第 33 号

議 長（白石雄二）

日程第 10、議案第 33 号 いきいきほーる設置及び管理運営条例の一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 33 号 いきいきほーる設置及び管理運営条例の一部改正について。

現在、いきいきほーるに設置している温浴効果があるとされる電位治療器は、老朽化により機器の安全性が担保できない状態であることや、近隣に温浴施設ができたことにより公共施設に設置する必要性がなくなったことなどから、今年度末をもって撤去します。

つきましては、撤去に伴い電位治療器の使用料に関する規定を廃止するため、本条例を改正するものです。

よろしく、御審議をお願いします。

日程第 11 議案第 34 号

議 長（白石雄二）

日程第 11、議案第 34 号 水巻町学校給食費条例の制定についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第 34 号 水巻町学校給食費条例の制定について。

現在、各小中学校において私会計として管理している学校給食費について、令和元年 7 月 31 日付の文部科学省通知に基づき、令和 5 年度から町が公金として管理する公会計に移行するため、本条例を制定するものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第 12 議案第 35 号

議 長（白石雄二）

日程第 12、議案第 35 号 水巻町立小学校に勤務する町費負担教職員の任用等に関する条例の

一部改正についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第35号 水巻町立小学校に勤務する町費負担教職員の任用等に関する条例の一部改正について。

「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部改正により、令和7年度から、小学校の全ての学年における学級編制の標準が35人となります。

誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育を行うため、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導と安全・安心な教育環境を整備することを目的に、2年前倒しして小学校全学年の少人数学級編制を実施するため、本条例を改正し、町費負担教職員を配置する対象学年を拡大するものです。

よろしく、御審議をお願いします。

日程第13 議案第36号 / 日程第14 議案第37号

議 長（白石雄二）

日程第13、議案第36号 不動産貸付賃料滞納者に対する訴えの提起について及び日程第14、議案第37号 抵当権設定登記抹消登記手続請求の提起についての2案件を一括議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第36号 不動産貸付賃料滞納者に対する訴えの提起について、議案第37号 抵当権設定登記抹消登記手続請求の提起について、以上2件の議案につきましては、関連がありますので一括提案させていただきます。

これらは、不動産貸付賃料の債権回収に関連する訴えの提起で、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

まず、議案第36号は、町有財産である土地の貸付賃料の滞納者に対し、滞納分賃料の支払いと当該土地に建てられた建物の収去及び当該土地の明渡しを求めるものです。

次に、議案第37号は、当該建物の収去の障害となる抵当権設定登記について、所有者に代わり抹消を求めるものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第15 議案第38号

議 長（白石雄二）

日程第15、議案第38号 令和4年度水巻町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第38号 令和4年度水巻町一般会計補正予算（第5号）について。

今回の補正予算は、物価高騰の影響を受けている私立保育所等に対し、給食の材料費や光熱水費等を助成するほか、利用者の増加に伴い予算不足が見込まれる障害福祉サービス事業費などの障害者福祉関連費を増額しています。また、前年度国県支出金の確定に伴う過年度精算返還金を計上するなど、所要の補正をお願いするものです。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億7000万円を追加しまして、119億500万円としております。

歳出予算につきましては、総務費において、国県支出金等精算返還金7573万1000円を計上するほか、昨年度に続き「ふるさと応援寄附金」が当初の予想を超えて好調に推移していることから、ふるさと応援寄附関連費9400万円などを計上しています。

民生費におきましては、障害福祉サービス事業費などの障害者福祉関連費1億7307万8000円、私立保育所等への補助金1108万8000円などを計上しています。

そのほか、新型コロナウイルスワクチン接種事業費や、梅ノ木駐車場閉鎖に伴う現状復旧工事費などを計上するものです。

歳入予算につきましては、国庫支出金9632万5000円、県支出金5309万円、寄附金5000万円、繰入金4400万円、前年度繰越金5815万5000円、諸収入1113万円、町債5730万円を増額しています。

なお、町債につきましては、当初歳出予算が起債対象となったため財源を組み替えたものです。

よろしく、御審議をお願いいたします。

日程第16 議案第39号

議 長（白石雄二）

日程第16、議案第39号 令和4年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。町長に提案理由の説明を求めます。町長。

町 長（美浦喜明）

議案第39号 令和4年度水巻町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について。

今回の補正予算は、令和3年度保険給付費等交付金の普通交付金額の確定に伴う精算償還金等について、所要の補正をお願いするものです。

予算の総額は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2790万円を増額し、32億8390万円としております。

歳出予算につきましては、国保事業費納付金を3万2000円、国民健康保険財政調整基金積立金を1,000円、償還金を2786万7000円増額しています。

また、歳入予算といたしましては、前年度繰越金を2790万円増額しております。

よろしく、御審議をお願いいたします。

議 長（白石雄二）

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。

午前 10 時 21 分 散会